

保育園・認定こども園入所に関する確認票

重要事項の確認となりますので、必ずお読みいただいた上で□欄にチェックをお願いします。

○申し込み手続き上の確認事項

		チェック欄
1	入所申込みに必要な書類はそろっていますか？ ※書類の提出がない場合は、保育が必要な状態が確認できないため、選考に影響を及ぼす場合があります。	☐
2	申込み内容は事実と合っていますか？また、重要事項(就労や家族構成、お子様の健康・発育上気になる点等)についても記載・申告していますか？ ※住民票上で世帯分離をしていてもご記入の必要があります。	☐
3	申込み後、保育所に入所する必要がなくなった場合や入所要件を満たさなくなった場合は、速やかに辞退届・退所届のご提出をお願いします。	☐

○事前にご了承くださいたい事項

		チェック欄
4	保育園、認定こども園は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。要件に伴い、保育を必要とする程度の高い方から利用調整を行いますので、希望通りに入所できるとは限りません。	☐
5	小城市外の保育園、認定こども園の入所の可否は施設のある市町が行います。原則として、施設のある市町在住の方が優先となりますので、新規での入園はできない可能性が高くなります。第2希望に小城市内施設を希望されている場合でも受入市町からの承諾・不承諾の回答後の調整となりますので、市内の保育園でも調整が見つからない場合があります。	☐
6	保育所利用に関して、翌年4月入所に向けた支給認定申請に関しては、支給認定事務が集中し審査に時間を要するため、審査結果の通知が3月になります。	☐
7	出産を理由に入所した場合は、期間満了で必ず退所となります。その後、就労が決まった、職場復帰する予定、求職する等の理由であっても、再度申し込みをしてください。	☐
8	求職中で入所が決定した場合、3カ月の利用契約決定です。3カ月以内に就労証明書の提出が必要になります。期限までに就職が決まらない場合は、原則利用契約決定期間終了後、退所となります。	☐
9	市外転出した場合や入所要件を満たさなくなった場合は、保護者の在園希望期間に関係なく退所になります。	☐
10	利用時間や保育料は毎月1日時点の状況をもって決定します。月途中の勤務形態変更等により認定内容に変更があった場合は翌月からの変更になります。	☐
11	申込児童や兄弟姉妹に在園児または卒園児がいる世帯で、保育料に滞納がある方については、選考で不利になる場合があります。納付相談を行ってください。	☐

○届出に関して

		チェック欄
12	家庭状況が変わった場合は、速やかに保育幼稚園課に連絡し、必要な手続きを行ってください。 (※例 勤務先変更、退職、妊娠・出産、育児休業の取得、離婚、結婚など)	☐

以上のことについて確認し、了承しました。

平成 年 月 日 保護者氏名 印

※受付担当者確認欄(確認者:)

チェック	確認内容
☐	お勤めの場合は「就労証明書」、出産予定の方は「母子手帳の写し」、病気の方は「診断書等の写し」がありますか。
☐	月60時間以上の就労になっているか確認してください。
☐	年度中途から入園の方は、復職の方が育児休業期間の記載を確認してください。
☐	就労証明書に証明印がありますか。
☐	ハローワークカードの添付がありますか。
☐	マイナンバーの番号確認・本人確認できましたか。

特記事項